

# 身分差別はあたりまえ？（旅費問題）

	島原市・佐世保市		松浦市		松坂案	
	東京宿泊費	日当	東京宿泊費	旅行諸費	東京宿泊費	旅行諸費
市長・議員	14800	3000	10900	2200	10800	2200
課長・係長	13100	2600				
一般職員	10900	2200				

『旅費支給条例』改正案を議員提案しましたが、賛成者は清水宏議員ただ一人というさびしい結果でした。  
(6月議会)

もともと旅費は給与や報酬ではなく、費用弁償と申しまして旅行経費を実費精算するといった性質のものであります。

ところが現実には、かかった経費以上の旅費が支給されており、その差額は我々議員を含む上級職ほど多額であります。

この度の改正案で一番のポイントは身分による支給格差を無くし、一律にしようというものでした。何故ならば、市長も議員も係長も一般職員も同じ料金で旅行が出来るからです。

いまだ段階的に旅費を設定している自治体も多く、雲仙市・南島原市も現在の島原市同様三段階に分かれています。しかし両市とも上級・

中級・下級の宿泊費差額は500円ずつで、上下1000円の差がつけられているだけです。島原のように上と下で3900円も大差がついているのは数少ない事例です。

松浦市のように一律料金に踏みきっている自治体もあります。このたびの提案は松浦市の条例にほぼ沿っていて宿泊費10800円、旅行諸費2200円にしようというものです（上表参照）。

島原市の特に上級職に対する破格の支給額は実費弁償という旅費本来の意味を逸脱していると思いませんか。

ごく常識的な提案だと思ったのですが、議会の常識は別の所にあるようです。

\*\*\*\*\*

## 旅費の支給は お手盛り運用

今、東京出張で一番普通に利用されるのは、宿泊パックである。長崎～東京で42800円も出せば、往復航空賃にホテル1泊が付いてくる。朝ごはんも豪華である。（晩御飯は自己負担）

佐世保市と島原市は『航空賃は実費』と、同じ条例内容だが現在運用に違いがある。佐世保市の市長議員の場合（かつての島原市同様）、航空賃はSNAの片道正規料金33500円を基準に往復で67000円を支給（領収書不要）。宿泊費は定額支給で14800円、日当2日分6000円しめて87800円を支給する。

実際には42800円でほとんど用が済み、晩御飯代と地下鉄代等が4000円かかっても46800円で間に合う。87800円と46800円の差額41000円は副収入である。

日本銀行という幕府の外郭団体は、さすがに領収書添付義務付けだったらしい。日銀の役人

は先ず正規料金で切符を取り、領収書を確保すると、切符を解約し、宿泊パックに買い換えて差額をネコババしていたのである。この日銀ネコババ事件（2006年発覚）を機に全国、航空パックの扱いが変わりつつある。島原市も松坂の指摘で長崎県・松浦市らと歩調をあわせて改善した。（佐世保市はいまだ未着手）

では島原市の扱いはどうなったか。条例は変えず、運用で「なるべく航空パックを利用して、その場合は宿泊費を3分の1支給」とした。

しかしこの運用には問題がある。どんなランクの宿泊パックを使っても、必ず宿泊費の3分の1がもらえるので、高級ホテルに泊まったほうがラクチンとて、高きに流れる傾向になる。

※東京1泊（市長・議員）の場合

ホテル	パック料金	支給額	差額
Jランク	42800	53700	10900
Fランク	51300	62200	10900
Cランク	68700	79600	10900
佐世保 J	42800	87800	45000